

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

管 理 者
住 所

氏 名

医療機関の電話番号

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 備 付 届

次のとおり、エックス線装置を備えたので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 4 条の 2 の規定により届け出ます。

医 療 機 関 の 名 称					
所 在 地					
診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る 事 項	装置の製作者名				
	型 式		台 数		
	エックス線高電圧 発生装置の定格出 力（管電圧は波高 値）	変圧器式	連 続		k V m A
			短 時 間		k V m A 秒
		蓄 放 式	最高充電電圧 等 価 容 量		k V μ F
	エックス線管の数				
エ ッ ク ス 線 管 の 途 用	管 球 （ 1 ）		管 球 （ 2 ）		
備 付 年 月 日		年 月 日			

診療用 エックス線 装置の放射線 障害の防止に する構造設備の 概要	医療法施行規則第30条第1号に規定する エックス線管及び照射筒の遮蔽		管球（１） 有 ・ 無	管球（２） 有 ・ 無
	利 用 線 錐 の 総 濾 過		ミリメートルアルミニウム 当量 モリブデン当量	ミリメートルアルミニウム 当量 モリブデン当量
	透 視 装 置	患者への入射線量率50ミリグレイ以下/分	以下 ・ 越える	以下 ・ 越える
		高 線 量 率 透 視 制 御	有 ・ 無	有 ・ 無
		透視時間を積算することが出来、かつ一 定時間経過時に警告音を発することの出 来るタイマー	有 ・ 無	有 ・ 無
		エックス線管球焦点皮膚間距離が30センチメ ートル以上になるような装置又はインターロック	有 ・ 無	有 ・ 無
		受像面を越えないようにエックス 線照射野を絞る装置	有 ・ 無	有 ・ 無
		受像器を透過したエックス線の空気カー マ率が、受像器の接触可能表面から10センチ メートルの距離において150マイクログレイ/時以下	以下 ・ 越える	以下 ・ 越える
		最大受像面を3.0センチメートル越える部分を通 過したエックス線の空気カーマ率が受像 器の接触可能表面から10センチメートルの距離に おいて150マイクログレイ/時以下	以下 ・ 越える	以下 ・ 越える
		利用線錐以外のエックス線を有効 に遮蔽するための適切な手段	有 ・ 無	有 ・ 無
	直接撮影装置	受像面を越えないようにエックス 線照射野を絞る装置	有 ・ 無	有 ・ 無
		医療法施行規則第30条第3項第 2号に規定するエックス線管焦点 皮膚間距離	以上・未満	以上・未満
	移動型・携 帯型装置等	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上 離れた位置において操作できる構造	有 ・ 無	有 ・ 無
		装 置 の 保 管 場 所	有 ・ 無	有 ・ 無
		施 錠	有 ・ 無	有 ・ 無
	間接撮影装置	利用線錐が角錐型であり、かつ利 用するエックス線管焦点受像器間 距離において照射野が受像面を越 えないように照射野を絞る装置	有 ・ 無	有 ・ 無
		接触可能表面から10センチメートルにおい て1ばく射につき1.0マイクログレイ以下 となる受像器の一次遮蔽体	有 ・ 無	有 ・ 無
		10センチメートルにおいて1ばく射につき 1.0マイクログレイ以下となる被照射体周 囲の箱状遮蔽物	有 ・ 無	有 ・ 無
	治療用 装置	濾過板が引き抜かれたとき、エッ クス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無	有 ・ 無
	口腔内 撮影装置	焦 点 皮 膚 間 距 離 保 持 装 置	有 ・ 無	有 ・ 無
		照射筒の端における照射野の直径 が6センチメートル以下	適 ・ 否	適 ・ 否

エ ッ ク ス 線 診 療 室 の 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 の 概 要	使 用 の 場 所			
	遮蔽物を 設ける場所 遮 蔽 物		構 造 等	
	天 井		構 造	
			材 料	
			厚 さ	
	床		構 造	
			材 料	
			厚 さ	
	周 囲 の 画 壁 等	(東)	構 造	
			材 料	
			厚 さ	
		(西)	構 造	
			材 料	
			厚 さ	
		(南)	構 造	
			材 料	
			厚 さ	
		(北)	構 造	
			材 料	
			厚 さ	
	監 視 用 窓		鉛当量	
出 入 り 口 の 扉		構 造		
		材 料		
		厚 さ		
そ の 他 の 開 口 部		構 造		
		材 料		
		厚 さ		
操 作 室		有 ・ 無 ()		
診 療 室 の 標 識		有 ・ 無		

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
	使用中の表示		有 ・ 無
	天井、床及び周囲の画壁の外側において1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無
	管理区域	管理区域を設ける場所	図面添付のこと
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	有 ・ 無
		管理区域である標識	有 ・ 無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
その他	取扱者の被ばく測定器具		
	防護用具（防護前掛け等）	有 ・ 無	
放射線診療に従事する医師・歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴

（注）この届出書には、次の書類を添付すること。

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入のこと
- 3 管理区域、管理区域の標識、使用中ランプ、注意事項、出入口等の位置を図中に記入のこと
- 4 漏えい放射線測定結果報告書（写）